

社団法人 日本建設業団体連合会会長 様  
社団法人 全国建設業協会会長 様  
社団法人 建築業協会会長 様  
社団法人 全国中小建設業協会会長 様  
社団法人 全国解体工事業団体連合会会長 様

中野区長 田 中 大 輔

**建築物の解体工事及び建築物解体工事にともなうアスベスト除去工事に係る  
届出制度について**

中野区では、吹き付けアスベストを使用している建築物解体工事にともなうアスベストによる環境への影響を未然に防止し、区民の安全と健康を守ることを目的として、区内で施工される建築物の解体工事と建築物解体工事にともなうアスベスト除去工事を施工する場合、法令、条例の届出対象外の工事についても、全て区へ届出をしていただくよう要綱を制定し、11月21日から施行することとしました。

この要綱により、施工業者等の方々が、適正なアスベスト除去工事の施工と確実なアスベストの飛散防止対策を行われるよう、法令等に定める施工上の遵守事項の遵守などの配慮をお願いすることとしました。

この届出制度の周知を図るため、区内の建設業界の皆様には既にお知らせを行いましたが、さらに広い範囲での周知を図りたいと考え、お知らせをすることとしました。

つきましては、貴職におかれましては、この届出制度についてご理解をいただき、貴会員への周知方、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、届出制度の概要は次のとおりです。

**【建築物の解体工事を行う場合】**

- ◆全ての建築物の解体工事について届出をお願いします。  
※床面積（合計）が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に定める届出によります。
- ◆届出は、解体工事施工の7日前までに、所定の届出書により行っていただきます。
- ◆解体工事に関する標識は、解体工事施工の7日前までに設置するようお願いします。

**【建築物の解体工事にともなうアスベスト除去工事を行う場合】**

- ◆対象となるアスベストは、吹き付けアスベストとアスベストを含有する保温材です。

- ◆全ての建築物解体工事にともなうアスベスト除去工事について届出をお願いします。  
※大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に該当するものは、法令、条例に定める届出によります。
- ◆届出は、除去工事施工の14日前までに、所定の届出書により行っていただきます。
- ◆近隣住民に対する周知は、除去工事施工の14日前までに行っていただきます。
- ◆除去工事に関する標識は、区への届出後速やかに設置するようお願いします。

<問い合わせ先>

○解体工事

中野区都市整備部建築分野建築構造・設備担当

電話 03-3389-1111(代) 内線5663

FAX 03-3228-5672

○アスベスト除去工事

中野区区民生活部環境と暮らし分野環境公害担当

電話 03-3228-5524(直通) FAX 03-3228-5673

## 中野区建築物の解体工事の事前周知及び届出に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、建築物の解体工事に係る事前周知及び届出に關し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持し、もつて地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 解体工事 建築物のうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいう。
- (2) 発注者等 解体工事に関する請負契約の発注者、元請業者及び下請業者又は自らその工事を行う者をいう。
- (3) 近隣住民 解体工事を行う建築物の敷地境界線から10メートル又は当該建築物の高さの2倍の水平距離の範囲内にある建築物に関して権利を有する者及び当該範囲内に居住する者をいう。
- (4) 紛争 解体工事に伴って生じる騒音、振動、粉じん等の周辺の生活環境に及ぼす影響に関する近隣住民と発注者等との間の紛争をいう。

### (対象工事)

第3条 この要綱は、中野区内で行われるすべての建築物の解体工事を対象とする。

### (区長の責務)

第4条 区長は、紛争を未然に防止するため、地域の実情の把握に努めるとともに、解体工事が適正に行われるために、発注者等に対し必要な措置を講ずるよう指導を行うものとする。

2 区長は、紛争が生じたときは、速やかに状況調査を行い、発注者等に対し必要な指導を行うものとする。

### (標識の設置)

第5条 区長は、発注者等が解体工事を行おうとするときは、近隣住

民に当該解体工事に係る計画の周知を図るため、当該解体工事に着手する日の7日前までに第1号様式による標識（以下「標識」という。）を設置するよう指導を行うものとする。

2 標識は、日本工業規格A3版以上の大きさとし、当該敷地の道路に接する部分（当該敷地が2以上の道路に接する場合は、それぞれの道路に接する部分）に、路面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるよう設置しなければならない。

（届出）

第6条 区長は、発注者等が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する解体工事以外の解体工事を行おうとするときは、当該解体工事に着手する日の7日前までに、解体工事届出書（第2号様式）を区長に提出するよう指導を行うものとする。この場合において、当該発注者等が標識を設置したときは、解体工事届出書に当該標識の写真を添付させるものとする。

2 区長は、発注者等が法第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する解体工事を行おうとする場合において、当該発注者等が標識を設置したときは、法第10条第1項の規定により提出する届出書に当該標識の写真を添付させるものとする。

（変更の届出）

第7条 区長は、発注者等が解体工事届出書の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を区長に届け出るよう指導を行うものとする。

（周知状況等の報告）

第8条 区長は、発注者等に対し、標識の設置その他解体工事に関する事項について、必要に応じ報告を求めるものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市整備部長が定める。

附 則

この要綱は2005年11月21日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

解体工事のお知らせ

この建築物を、下記のとおり解体します。

|                |                       |   |    |   |   |
|----------------|-----------------------|---|----|---|---|
| 解体工事の名称        |                       |   |    |   |   |
| 解体建築物<br>の概要   | 床面積の合計 m <sup>2</sup> |   |    |   |   |
|                | 地上                    | 階 | 地下 | 階 | 造 |
| 事業主<br>(工事発注者) | 住所                    |   |    |   |   |
|                | 氏名                    |   |    |   |   |
| 工期             | 年 月 日から               |   |    |   |   |
|                | 年 月 日まで               |   |    |   |   |
| 標識設置年月日        | 年 月 日                 |   |    |   |   |

上記解体工事計画についてのお問い合わせは、

下記へお願いします。

|     |  |
|-----|--|
| 住所  |  |
| 氏名  |  |
| 連絡先 |  |

この標識は、中野区建築物の解体工事の事前周知及び届出に関する要綱第5条の規定により設置したものです。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

解体工事届出書

中野区長あて

住 所

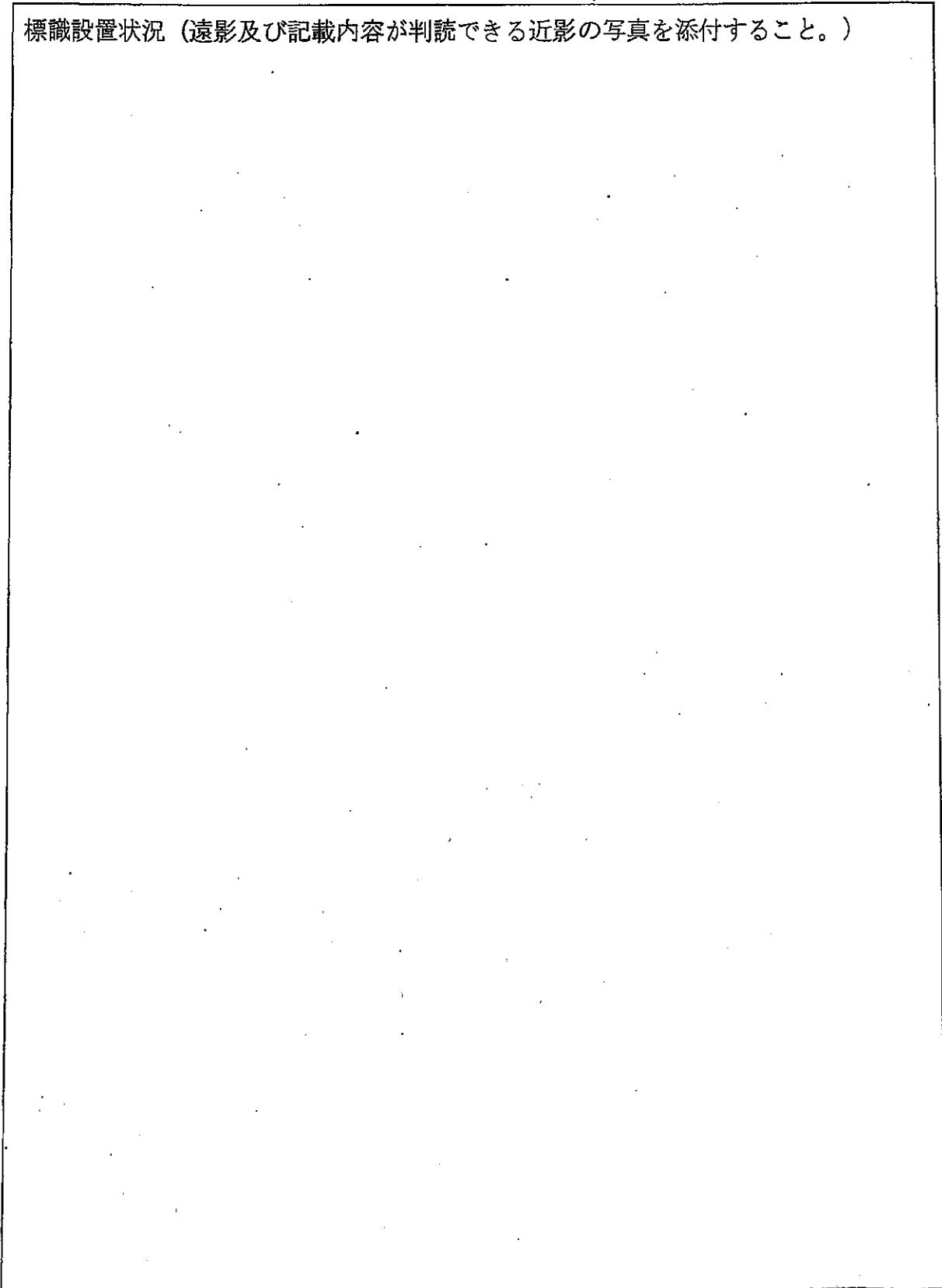
氏 名

連絡先

中野区建築物の解体工事の事前周知及び届出に関する要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

|              |        |                      |       |  |
|--------------|--------|----------------------|-------|--|
| 解体建築物        | 名 称    |                      |       |  |
|              | 所在地    | 中野区                  |       |  |
|              | 工事予定   | 年 月 日から              | 年 月 日 |  |
| 解体建築物<br>の概要 | 竣工時期   | 年                    | 構造・階数 |  |
|              | 床面積の合計 | m <sup>2</sup>       | 主たる用途 |  |
|              | 石綿の有無  | 有 (施工計画届出書 年 月 日提出済) |       |  |
|              |        | 無 (調査日 年 月 日)        |       |  |
| 受付欄          |        |                      |       |  |

標識設置状況（遠影及び記載内容が判読できる近影の写真を添付すること。）



# 中野区建築物の解体工事に伴う石綿除去工事の届出等に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、石綿を使用している建築物の解体工事に伴う石綿除去工事の届出等に関し必要な事項を定めることにより、適正な石綿除去工事の施工及び有効な石綿粉じんの飛散防止対策の実施を確保し、もって石綿による環境への影響を未然に防止し、区民の安全と健康を守ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 解体工事 建築物のうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいう。
- (2) 石綿 吹き付け石綿（吹き付け工法に使用される石綿含有材料をいう。）及び石綿を含有する保温材をいう。
- (3) 近隣住民 解体工事を行う建築物の敷地境界線から10メートル又は当該建築物の高さの2倍の水平距離の範囲内にある建築物に関する権利を有する者及び当該範囲内に居住する者をいう。
- (4) 発注者等 解体工事に伴う石綿除去工事に関する請負契約の発注者、元請業者及び下請業者又は自らその工事を行う者をいう。

## (対象工事)

第3条 この要綱は、中野区内で施工される石綿を使用している建築物の解体工事に伴う石綿除去工事（以下「石綿除去工事」という。）を対象とする。

## (石綿除去工事の届出)

- 第4条 区長は、発注者等が法令（条例を含む。以下同じ。）に定めがある場合を除き、石綿除去工事を開始しようとする日の14日前までに、別記様式により区長に届け出るよう指導を行うものとする。
- 2 区長は、前項の規定による届出があったときは、石綿除去工事が法令に定められた方法等により適正に行われるよう、必要な指導を行うものとする。

## (変更の届出)

第5条 区長は、発注者等が前条第1項の規定による届出の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を区長に届け出るよう指導を行うものとする。

## (近隣住民への周知及び標識の設置)

第6条 区長は、発注者等が法令又は第4条第1項の規定による届出に係る石綿除去工事の内容について、近隣住民に周知するとともに、標識を設置するよう指導を行うものとする。

## (近隣住民への周知事項)

第7条 前条に規定する近隣住民への周知は、次に掲げる事項について、石綿除去工事を開始しようとする日の14日前までに行わなければならない。

- (1) 建築物の規模及び構造

- (2) 石綿除去工事の作業期間、作業時間、作業範囲及び作業内容
  - (3) 施工する事業者及び現場責任者の氏名又は名称及び連絡先
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、当該石綿除去工事に係る公害防止対策に関すること。
- 2 区長は、前項の周知後、その内容に変更が生じたときは、発注者等に、速やかにその旨を近隣住民に対し通知させるものとする。

(標識の設置等)

第8条 第6条の標識は、次に掲げる事項について、第4条第1項の規定による届出後、速やかに設置しなければならない。

- (1) 届出年月日
- (2) 作業期間
- (3) 石綿の暴露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容
- (4) 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第19条の規定により選任した石綿作業主任者
- (5) 施工する事業者及び現場責任者の氏名又は名称
- (6) 標識の設置日

2 前項の標識は、日本工業規格A3版以上の大きさとし、建築敷地の道路に接する部分（建築敷地が2以上の道路に接する場合は、それぞれの道路に接する部分）で、路面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるよう設置しなければならない。

(周知状況等の報告)

第9条 区長は、発注者等に対し、第6条の規定による近隣住民への周知、標識の設置その他石綿除去工事に関する事項について、必要に応じて報告を求めるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか石綿除去工事の届出等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、2005年11月21日から施行する。

様式（第4条関係）

石綿除去工事施工計画届出書

年 月 日

中野区長あて

住 所

氏 名

㊞

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

中野区建築物の解体工事に伴う石綿除去工事の届出等に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |                     |       |        |       |
|--|---------------------|-------|--------|-------|
| 工事の名称  |                     |       |        |       |
| 工事の場所(所在地)   |                     |       |        |       |
| 工事の種類  | 全部解体                | 一部解体  |        |       |
| 工事の開始予定年月日   | 年                   | 月     | 日      |       |
| 工事の終了予定年月日   | 年                   | 月     | 日      |       |
| 建築物解体工事の請負業者の氏名・住所<br>(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地) |                     |       |        |       |
| 石綿除去工事の請負業者の氏名・住所<br>(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)  |                     |       |        |       |
| 建築物等の概要  | 敷地面積                | $m^2$ | 床面積の合計 | $m^2$ |
|  | 構造・階数               | 主たる用途 |        |       |
| 石綿の使用状況  | 吹き付け石綿の使用面積         |       |        | $m^2$ |
|  | 石綿保温材の使用面積          |       |        | $m^2$ |
|  | 使用部位については、別図( )のとおり |       |        |       |
| 住民周知年月日  | 年                   | 月     | 日      |       |
| 標識設置予定年月日  | 年                   | 月     | 日      |       |

|           |             |   |
|-----------|-------------|---|
|           | 施工区画の隔離方法   |   |
| 石綿の飛散防止方法 | 施工区画の換気・集じん | 施工区画の負担確保に必要な換気風量の計算根拠<br>施工区画の容積 $m^2 \times$ 高さ $m = m^3$<br>必要な換気風量 $m^3 \div 15\text{分} = m^3/\text{分}$<br>換気装置の換気能力 $m^3/\text{分} \times \text{台} = m^3/\text{分}$<br>設置場所の詳細は、別図（　　）のとおり |
|           |             | 集じん装置の種類・型式・集じん効率   |
|           | 換気装置等の維持管理  | 施工区画の隔離状態の維持  |
|           |             | 換気装置の性能確保のための維持管理   |
|           | 隔離シートの撤去    |   |
|           | 粉じんの飛散防止方法  |   |
|           | 排水の処理       |   |

#### 備考

この届出書の各欄に定めるもののほか、付近見取図（当該工事場所の半径 50m 以内の建築物の用途・配置が分かるもの）、建築物等の配置図（同一敷地内のすべての建築物その他の主要な構築物の配置状況が分かるもの）、標準作業工程図（吹き付け石綿及び石綿保温材の除去の作業の流れが分かるもの）及び工程表を添付すること。